

秋田県告示第105号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示し、当該下水道事業計画の案を縦覧に供する。

なお、当該下水道事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 予定処理区域
鹿角郡小坂町十和田湖字休平、字生出、字発荷及び字大川岱の各一部
- 2 工事の完成の予定年月日
令和15年3月31日
- 3 下水道事業計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部下水道マネジメント推進課
(2) 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 小坂町建設課
- 4 下水道事業計画の案の縦覧期間
令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）